

令和5年度横浜市港湾整備事業費会計予算

令和5年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,553,107千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和5年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,156,502
	1 使用料	1,156,502
2 財産収入		23,634
	1 財産運用収入	23,634
3 繰入金		275,409
	1 一般会計繰入金	275,409
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		14,594,261
	1 貸付金元利収入	2,027,792
	2 雑収入	12,566,469
6 市債		13,503,300
	1 市債	13,503,300
歳 入 合 計		29,553,107

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 29,553,107
	1 管 理 費	1,421,906
	2 施 設 整 備 費	13,000
	3 山下ふ頭用地造成等事業費	85,000
	4 新本牧ふ頭整備費	11,124,000
	5 建設発生土受入事業費	6,877,411
	6 港湾施設等整備費貸付金	7,671,300
	7 公 債 費	2,355,490
	8 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		29,553,107

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
新本牧ふ頭第1期地区外周護岸整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 500,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山下ふ頭用地造成等 事業費	千円 148,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
新本牧ふ頭整備費 負担金	5,684,000	同	同上	同上
港湾施設等整備費 貸付金	7,671,300	同	同上	同上
計	13,503,300			